

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年3月22日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年4月6日から同月26日まで縦覧に供する。

平成30年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市庵治町土地改良区	団体営農村地域防災減災事業 (ため池整備事業) 坊の奥上池地区	高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 郷地区	〃
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 衣掛池地区	〃